



違反処理の推進と人材育成



青森県 弘前地区消防事務組合消防本部

事例類型	I 実効性向上 / III 効率化 / V 人材育成
取組期間	平成 27 年 6 月から

背景

平成30年4月に運用開始予定であった「違反対象物の公表制度」の公表対象となる建物及び違反について調査した結果、人口20万人以上の消防本部の中では、重大な消防法令違反率が極めて高いことが判明した。

また、近年、防火対象物の火災による死者が発生するたびに、違反是正のあり方について消防行政の不作為が指摘されているところであるが、消防本部の規模、又は地域等により違反是正(違反処理)に不均衡があってはならないものである。

このことから、早期に違反を是正させるべく違反処理の推進及び人材育成が急務となっている。

内容

1. 違反処理のための人材育成と規程の整備

平成27年度から3年間、職員を横浜市消防局の「査察課実務研修」へ派遣。平成28年度及び29年度には、「違反是正の推進に係る実務研修(札幌市消防局、仙台市消防局)」に参加。

平成28年4月に、違反処理の充実強化を図るために査察規程及び違反処理規程の全部改正を行うとともに、事務処理を円滑に進められるよう要綱と手引きも整備した。

また、この改正により、「本部違反処理強化対象物」と「署違反処理強化対象物」を定義して事務区分を明確化し、責任の所在を明らかにしたこと、事務手続きを簡略化したことによって、これまで停滞気味であった違反処理業務が一気に動き出すこととなった。

【重大違反対象物の区分】

	事務区分	違反区分	処理基準	用途区分	違反事項(違反法令等)	違反内容
重大違反対象物	本部違反処理強化対象物	消防用設備等の設置違反等	3 (1)	特定	消防用設備等の設置及び維持義務違反	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備を設置しなければならない建物について、未設置のもの
		その他		特定 非特定	警告書交付事案	上記以外の法令違反で警告書を交付したもの
	署違反処理強化対象物	消防用設備等の設置違反等	3 (1)	特定 非特定	消防用設備等の設置及び維持義務違反	<p>○特定防火対象物 本部違反処理強化対象物以外のもので、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備を設置しなければならない建物について、重大な機能不良(※1)があるもの</p> <p>○非特定防火対象物 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備を設置しなければならない建物について、未設置のもの</p>

※1 「重大な機能不良」とは、別表第2に示す処理区分20(1)に該当するものをいう。
 ※2 消防長は、必要と認めた場合は本部違反処理強化対象物の違反処理を署長に実施させることができる。
 ※3 消防長は、署長から要請があった場合は、署違反処理強化対象物の違反処理を実施するものとする。

2. 違反処理体制の確立

平成28年5月から消防本部予防課員4名による違反処理チーム2班を編成し「本部違反処理強化対象物」(特定防火対象物の「重大な消防法令違反」)89件について精力的に違反処理を実施した。

成果

2年を目途に違反処理(警告57件、命令4件)を行った結果、特定防火対象物の「重大な消防法令違反」89件については、平成30年8月末現在ですべてが是正された。

また、他消防本部への職員派遣により培った知識や技術を研修会等で職員へ伝達講習することにより、職員全体のスキルアップ及び意識改革へと繋がった。



【違反処理研修会の様子】



【職員のOJTを目的とした繁華街夜間無通知一斉査察の様子】

特記事項

平成31年度からは「署違反処理強化対象物」についても、違反処理を強化する。